

市町村の排出者としての責任について

1. 廃棄物処理法による廃棄物の不適正処理に対する措置制度の比較

	一般廃棄物	産業廃棄物
改善命令	<p>一廃処理基準に適合しない一廃の処理が行われた場合、当該処理を行った以下の者に対して市町村長は処理方法の変更その他の改善を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者 ・一般廃棄物収集運搬業者 ・一般廃棄物処分業者 	<p>産廃処理基準に適合しない産廃の処理が行われた場合、当該処理を行った以下の者に対して都道府県知事は処理方法の変更その他の改善を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者 ・産業廃棄物収集運搬業者 ・産業廃棄物処分業者 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業者 ・特別管理産業廃棄物処分業者 ・国外廃棄物を輸入した者
措置命令	<p>一廃処理基準に適合しない一廃の処分によって生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長は以下の者に対して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該処分を行った者（一般廃棄物処理計画に従って一般廃棄物の処理を行った市町村を除く） ・再委託禁止規定に違反して再委託を行った者 	<p>産廃処理基準に適合しない産廃の処分によって生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は以下の者に対して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該処分を行った者 ・委託基準に違反して委託を行った者 ・当該産廃の発生から当該処分にいたるまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務に違反した者 ・当該処分等を行うことを要求し、依頼し、唆し、又は当該処分等を行うことを助けた者 <p>上記の処分者等の資力その他の事情から見て、必要な措置を講ずることが困難な場合又は十分な措置がとれない場合に、以下の者に対して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該産廃の処理に関し適正な対価を負担していないなど、最終処分が終了するまでの注意義務に違反した排出事業者

2 . 一般廃棄物の委託処理に係る問題事例

	廃棄物の種類	廃棄物の排出者	不適正処理の行為者	概要	指導・処分状況
事例 A	産業廃棄物 一般廃棄物	民間企業 県外の54市町村・一部事務組合	廃棄物最終処分業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物最終処分業者が、無許可で管理型最終処分場の容量を変更し、届出容量を大幅に超える廃棄物の処分を行った。 ・ 一般廃棄物を搬入した市町村、事務組合のうち、43の自治体で委託基準違反（搬入時の事前通知、残余容量記載、実地状況確認義務違反） ・ 処分業者は、一般廃棄物及び産業廃棄物の施設許可、産業廃棄物収集運搬業・処分業許可を有していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、廃棄物最終処分業者に対し、管理型処分場の使用停止、廃棄物の搬入中止及び浸出液処理施設等の適正な維持管理について措置命令を発出 ・ 県は、事業者を廃棄物処理法違反で告発 ・ 産業廃棄物処理業の許可取り消し ・ 厚生大臣（当時）から委託基準違反があった市町村及び一部事務組合に対し、地方自治法に基づく是正の指示を発出 <ul style="list-style-type: none"> - 委託基準に反する行為の是正又は改善のため必要な措置を講ずること - 最終処分が終了するまでの適正な処理の確保
事例 B	一般廃棄物（焼却灰）	県外の6市・一部事務組合	民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業が、市（一部事務組合）の委託を受け、焼却灰の処理実験を行い、大量の焼却灰処理物を倉庫及び空き地に放置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元自治体において、空き地に野積みされている廃棄物に関する土壌等環境影響の調査及び飛散防止措置を行っている ・ 地元県、地元町等から排出元の市に対して、道義的観点から廃棄物の撤去を要請中